

医政地発0208第2号  
平成31年2月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について

大規模災害時の各都道府県における保健医療活動に係る体制については、これまで「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置し、保健所、保健医療活動チームその他の関係機関と連携を図り、全体としてマネジメントする機能を構築することをお示ししているところである。

今般、厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）による「首都直下型地震・南海トラフ地震等の大規模災害時に医療チームが効果的、効率的に活動するための今後の災害医療体制のあり方に関する研究」（研究代表者：小井土雄一国立病院機構災害医療センター臨床研究部長）において、保健医療調整本部等におけるコーディネート体制を担う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動要領案が作成された。当該活動要領案を参考に、厚生労働省は、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」における意見を踏まえ、「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（以下「両活動要領」という。）を、別添1及び別添2のとおり取りまとめた。

貴職におかれては、両活動要領について御了知いただくとともに、貴管下の保健所、市区町村、その他の関係機関並びに災害医療コーディネーター又は災害時小児周産期リエゾンとなる者に対する周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。